故格大元職衣筆
外一冊并

職衣朝臣御自筆

公事根源

イ 4
2478
111

門 イ 4
號 2478
巻 111

公事根源目録

正月

四方拜 一日
朝賀 同日
内侍所御供 同日
子日遊
朝覲行幸 同日

供御藥 同日
小朝拜 同日
供若水 立春日
御杖 上卯日
臨時客 同日

供御節供 同日
元日節會 同日
供若菜 上子日
二宮大饗 二日
視告朔 同日

御國忌（三日）
叙位（五日　六日　近代五日）
白馬節會（七日）

御斎會（八日）
真言院御修法（同日）
太元帥法（同日）

女叙位（同日）
給女王禄（同日）
縣召除目（十一日）

御斎會内論義（十四日）
献御粥（十五日）
御薪（同日）

踏歌節會（十六日）
射禮（十七日）
賭弓（十八日）

仁壽殿観音供（同日）
内宴（廿一日）
國忌（二十五日）

神祇官献御贖物（晦日）
外記政始
吉書奏

七瀬御祓
火災御祭
代厄御祭

二月

釋奠
春日祭
率川祭

園并韓神祭
大原野祭
祈年祭

列見
北野御忌日
祈年穀奉幣

臨時仁王會
位禄定
季御讀經

三月

御燈
石清水臨時祭
東大寺授戒
曲水宴
鎮花祭
薬師寺最勝會
京官除目

四月

告朔
孟夏旬
稲荷祭
松尾祭
當宗祭
擬階奏
日吉祭
賀茂祭
駒引
齋院御禊
貢氷
山科祭
杜本祭
梅宮祭
灌佛
賀茂國祭
中山祭
新日吉祭
更衣
大神祭
平野祭
當麻祭
廣瀬龍田祭
伊勢神衣祭
関白賀茂詣
吉田祭
三枝祭

五月

献菖蒲　五日節會　端午節
左右近馬場騎射　紫野今宮祭　有無日
最勝講　賑給　着鈦政
六月
延暦寺六月會　御躰御卜　月次祭
神今食　供解斎御粥　祇園臨時祭
節折　大祓　鎮火祭
道饗祭　施米　雷鳴陣
七月
廣瀬龍田祭　七日御節供　乞巧奠
文珠會　盂蘭盆　相撲
祈年穀奉幣　仁王會
八月
八朔風俗　釋奠　北野祭

定考　石清水放生會　駒引
季御讀經
九月
御燈　不堪田奏　重陽宴
例幣　撰虫
十月
旬　亥子餅　射場始
殘菊宴　興福寺法華會　維摩會
大粮申文　初雪見参
十一月
御贖物　供忌火御飯　御暦奏
朔旦冬至　相嘗祭　宗像祭
山科祭　平野祭　春日祭
杜本祭　當麻祭　率川祭

梅宮祭　當宗祭　中山祭

松尾祭　大原野祭　園并韓神祭

五節　鎮魂祭　新嘗祭

豊明節會　吉田祭　日吉祭

日吉臨時祭　賀茂臨時祭

十二月

供忌火御飯　大神祭　國忌

御躰御卜奏　月次祭　神今食

御佛名　御髪上　立土牛童子像

荷前　着釱政　内侍所御神樂

御贖物　大祓　追儺

公事根源

正月

四方拝　一日

四方拝といふ事は元旦寅の時に出て其属星を唱へ天地四方山陵を拝し年災をはらひ宝祚をいのり申さるゝ儀式也清涼殿の東庭にて砌のかたに御屏風を立めくらし其中に御座三所をまうけ其前に白木の机を立て香花灯明を供ふ御へ拝次第一々御拝の儀式あり昔は毎年ことに倚廬なれとも四方拝をはしめらるゝ也近代は此儀諒闇

桜園大人ハ年ころわかしたしみかはしける中なりけるか新年
いぬるとしの春のころ仁和寺の正月宮大剣
天地の万属を山陽を拝しめでたき宮島にいたりての
御のみ我とも勝船とも又しく大羅根首
西の御のかたの旬剣の御ために行幸まて四方
を着していにしへを数日にて御降へし日昇御
幾度か此を見るやとてもおもひ大へしまた
居られて拝し栄類を除て天地陽洋志と
書にしるしたるなり

供御菓

同日

昔ハ元三乃儀ありし御殿かくてわかれたるには正書御
ふさませたまひて其守代々の御衣を奉す常乃御
直衣の上に加へ給ふを陪膳の典薬頭なと仕ふる
乃方にしたしき近く新時次御厨子所乃御菓子を供す
令婦参りて後還りて供奉次第に御前にまゐる弟
菓子を采女乃におまつ女嬬をして求めて其を
用ゐるなりけり番藤は少兄よりのことにして中文
弟也其春に女を見ていひしになものむ也
なるへし此菓子羅の間より奉りて猶此恨の
侍女官典侍を召て御菓を得まし一献に大膳

いさ酒を入る薬をハのましを沼は銀器に入る薬のみもゐれ
てたいせんにすゝま主上府をせ給ふ御所殿の南
の戸より入給ふ御ゆめにみれは東の方の戸開きて立せ
給へる僧御前ちかくよりて申さるゝは薬師ハ東の戸に
御てのゆひに[illegible]御身をわつらひ給ふ
是は後醍醐の人に飲しむも貴きにて撰て後は
次の日[illegible]也一日ハ四粒二日ハ三粒三日ハ六粒の[illegible]
ありけることはそれりの[illegible]夫君を功徳をもつて
殿上の南の[illegible]二献[illegible]神明[illegible]
[illegible]也ハ消えれ[illegible]給ふ[illegible]

女房ハ給りて病をのそへて是をせす元日より人に精を
のゆへありけに御[illegible]三献に度[illegible]
女房の御薬の[illegible]三千日あり第三日[illegible]
医師をはなる銀器に入[illegible]無名指に付て御薬を
御[illegible]にて[illegible]太乃[illegible]指をもつて付給
ありし是ハ薬師如来[illegible]
五十二代嵯峨天皇御脳に年中[illegible]一人[illegible]
の[illegible]一家に病[illegible]を飲み[illegible]
一里に病なりといふ事なし[illegible]功能ゆへ[illegible]年乃
なかに是を[illegible]也

供御節供　同日

是も三ケ日の事也寛平二年二月に後院の別當若といふ人に仰せて毎年に調進せさせ給ふ後院の御節供も是に同し事なり今は侍らぬ

朝賀　同日

是ハ朝拝ともいふなり辰の時に天皇大極殿に出御ありて行るゝ事なり群臣皆礼服を着して侍り御即位の儀式に同し内弁よりはしめて會昌門をとほりてかね鼓をうちならして群臣列してはいる天子は御座につかせ給ふ無二席翳をとりつ執翳女二人帳を八字にひらいて近仗警蹕を奏し圖書寮香をたく典儀再拝を唱ふ群臣はしめ再拝す奏賀奏瑞とて二人の者庭に立て祝するなり是も去年の同むきの天下の瑞代のことなと國々よりまうしけるを奏してよろこびを奏する事也其時群臣再拝舞踏ある也武官万歳の旗をふる此儀式は神武天皇元年正月一日橿原の宮に都してはしめて位に即給ひし時宇麻志麻治命天瑞を奉りしとは日本紀にみえてこれをはしめとそ申へき又孝徳天皇の御宇大化二年正月一日朝賀おこ

この事同し書にのせて侍り是乃識乃朝拝とは
いつしか絶るに六十六代一條院正暦より後はあるひは不
行又記録にも不見とかや古は大極殿にて有りし
事也今は小朝拝ばかりなり残れる事也

小朝拝　同日

此事は臣下として元日に天子を拝
し奉る事也建て書に朝拝あるに又此拝あるは
侍して延喜乃御なと仰して諸事佛事なとも止
されは是は私の礼なり君子に私なしと云文をと
停事として延喜乃御字に勅して延暦五年
より左大臣時平公に仰て留めさせ給ひしや　拝朝
拝は百官悉拝賀と共に小朝拝を元日殿上
いうや百官悉はいとしろき深殿に私あるに仰けり
とて英を也絶いみや經る臣下元正の日君を
拝しなる事をと志きりに申請しけれは同十九年より又
ことのへ行るゝ也得しや三元を延喜五年よ
臣下の拝を止らるも絶しかとも當代乃御門子孫
抗拝乃儀式ありて止臣子乃道を盡へきなり
いうなり臣下の拝のことをはとめらるへきとてかくて
申請し法皇仁乃御許にそ寄せらる侍大臣

以下次へ〳〵の所役終て　清涼殿乃東庭に出居五
位六位よ至まて拝をはり侍るなり常諸れは成所し
にまゐりして御とて事出てしなをまれて下りして
人々拝舞のほと元日節会の前に階下に立座
らるゝて上首の人殿上人をわりて参内して後
御門の前に出御なりて小朝拝の儀式に侍るゝ拝舞を
略したまふて小朝拝とは中宮也清涼殿の朝賀
是等は行はるゝことになり侍るなりし

元日節会　同日

此儀小朝拝はてゝめされて内弁大臣陣の座に出て
事をはかり給へ　一上の外記にして信ある大臣なりて内弁
をつとめしるに、ことさら様器を持って侍らはゞ大臣よ
はやくまいりてのちに参らせて御しきたりなや
陣の謂れなるをかれ殿上人をよりて外任参をもとて
第の子にいる蔵人内侍に付てゐ参せしは覧
を御覧して返給又諸司参るて内侍所に付べき
よりこれを奏とおもしへて庭に立ちて参して退出しぬや
諸司奏とは七曜の御暦氷様腹赤の奏なとの事
なり　七曜御暦とは中務省より進ず日月火水
木金土此七曜を注して奏にし〇のことく氷様は

宮内省より献る去年氷を納めし所なれば此様を
今日節会のはじめに奏せさせらるゝいふ様氷すなはち
侍る也それより奏して其おもむきとて年の豊否を占ひ
はしれるとかや延喜式なとに氷池風神の祭なと
侍り氷の多くあるを聖代の瑞氷のうすきを凶
年にはしめて氷の所引として大膳職清を行ふ也
とりしらしめて月日にしたかひてまゐるなり
昔仁徳天皇の御宇六十二年五月に額田大中彦皇子
闘鶏といふ所に猟に出給ひて山の中野中を見
給ひけれは廬を作りたる所のことくなるものあり
ありし所を皇子に御尋ありけれは其時かの山主おもて
まゐりける人を召てごらんせ給へる氷室なりと申す皇子
のいはく其を納るはいか様にして納め置侍ると云
土を一丈ばかり掘て草を其上に蓋て茅萱をしき
厚く敷て雪を取て其上に置ば氷ていかやうなる大旱
のときもとけぬを取て熱月にも井水とせり
其時皇子此氷を仁徳の御門に奉せ給ひ
たかひなくなのめならず叡感ましく御喜ありて
のせてり是氷を納る始なりて後季冬
ことに是を納めて四月一日に氷室を立侍りし

なり又般若の讃とて菓を施葉より其所よりある者
もて度々諸節に至るとて供へなるや般若の會に限
とてしいさゝか添をこれ取添して食ひけり景行
天皇の御宇続紀乃甘守大和郡也滋野氏海人
寛を採てなることは聖武天皇の御時天平十五
年正月十四日太宰府より寛を奉りすゝめとして
年毎の節しるに供事へさせ定め置きてその般若
とはすよりも奥のあまき耕三反を奉らせ給ふと流同巻
とも成りて刻限よりて御門南殿に渡御ありて
御帳の内に御座あり出御陣座を起て陣氏儀なり
敷をなく寛より出て次は諸卿の列座にて長楽門の
東の脇より寛を大内のものまゝに今は代にはひん
さの有無なり煙の居をかまへては此日月華門温明殿の
東にはこれを謝座の儀ありて階を昇て堂上の
親王は拝をせず座にかゝれる内弁の奏事あり
家々の法は故実に任せて所用内と御
舎人二音にて大舎人唯称して少納言に告ぐ
さて少納言は諸卿に告ぐ次に外弁は上首より参りて
謝明門を入て南庭に列立して謝座して大臣
不隠に本列て其の時は三位中納言其後に参議

扨又二位の中納言大瓶子を持来て三位宰相
も中納言の手よりとりて無品宰相行にいたりて
後内弁盃を御前におきてハ數居也堂上に於
ハ公卿よりのむこころなり　群臣謝酒拜
敬着座次内弁御膳を催して是を供す
内膳是を供しては御膳を供す大蔵
御膳乃くさ〲その名ハあれとも形何となくして
黏臍饆饠鎚餲餬桂心などといふの他餛飩索餅ハ
同しきものなりしを後に及て諸物もや三献の後
に一献ハ国栖笛を奏す是ぞ吉野の国栖
人乃来也　應神天皇十九年十月に吉野の宮に
行幸ある時国栖人参りて一夜酒を奉りて歌を
うたひしかば其人は山乃木のみをとりてくひ又かへる
を煮て名を毛瀰とつけて上味有とて食ふなと
いふや吉野乃川上に住て嶮しく谷ふかく
みちの路せまく侍れハ常に来朝の事
まれなりしが其後しばしば参りて年魚やう
乃物を献ハなりとや今の国栖ハ奏として歌を謡ひ
笛を吹なり是ハ古きより年始に参りならいし也
二献めハ御酒勅使乃儀あり三献ハ立楽舞二曲

を奏して是は宴会乃称なといふなまるさまのことなり
くしけ出ては不及更にいふの節会なれて
詔も出されつかなり相撲節会とて天子紫宸殿
に出御ありて群臣百官酒を給りて宴会あそはさる
侍従宴　毎年正月に公卿を内裏に召てさけ給ふ
宴会とあり宴会と云ては此あるなとよみ大に
節会の名にて侍るや豊明節会とは明くるまて
神武天皇の御宇よりもはら群臣を集へて酒給し
ける日本紀にみえたり是なとを記事のなり
とは申されき光仁天皇宝亀元年乃事なり
為後の世まて此宴を給ひけり今もさかりなり
て年ことに宴を給ふなり

内侍所御供　同日

是は毎月に供する事を寛平年中に始て内
侍所は三種乃神器其一也号曰八咫乃
御鏡也天照太神の天乃磐戸を閉給ひし時
石こりとめに神の像を鋳給ひし日神の御影
乃鏡也是を聖乃鏡となつけて神武天皇代
天皇に至て此殿を称するの崇神天皇乃御ことに成給ひて
天孫天降り給ひし時天照太神より三種乃神宝

さつけ給ふとて此鏡をは我を見るかことくせよ
との給ひし代々の御門に傳へて寶也とし給ひし
より人皇第十代崇神天皇の御時は此鏡を移して了遷
て神代より傳りし御鏡をは伊勢國五十鈴の川上
にあかめさせ給ふ是則今の伊勢皇太神宮也さて
彼新造の御鏡をは皇居に置させ給ふ垂仁天皇の
御宇まては御神威を恐させ給ひて別殿に安置し
させ給ふ温明殿是也村上天皇の御宇天徳の焼亡に
の時は此御鏡灰の中にありて焼損し給ふ事
なかりしかは御訝みありて有説に神鏡南殿の
櫻木に飛びうつりてましましを小野宮殿関白の袖に移
しめさせ給ふといふ説も侍るなり然るに村上帝の御記
を見るに實説とはみへす其後の焼亡に二度迄炎
を焼きなりてまろかれとなりにけれは此御鏡
を守り也今に都へ入り氣をとりし今に至るまて
神鏡にひとしく光あさやかにてらし給ふなり其
神鏡内侍所の方をは御隣にはきらひ給ふ
まいらせ同殿に御殿をつくりて時に主上御所にて
をて給ふ也すみて御殿の穴をあけ氣通はせを
して心遣へ何事そや主上此御殿を通しの穴をあけらる

このわたり今も内侍所のあたりにありて女房
ある後をいふ也白河院御時より此ならひ内侍所乃
御燈とはいふ也二女房上らしめしをむ黄の
袖よりかけて若やかなるやうにして女官をち後しけり
手に盛ることなん此の一日には御供も毎月の事也
御所作乃時にかきりて供せらるゝ事ありそれを
吉日哉えしは是もなく毎月なるなれは日次の
善悪をはよらに内裏舗設乃時も於代を給ふ例
あり又こゝにかへり例ゝ承り侍りき

供若水　一　立春日

若水とはいふ也立春日は生氣の方の井を點し
て御所にて人をして汲ませて春立日に主水司内裏女
房せは銅鍋にて之をきこしめさるゝ也是玉春の立日
是を汲みて若水とは申也年中乃邪氣を
除くよし文武天皇乃御宇を始とせらる御師
匡房卿乃次第には若水との時日をとらるゝなるか
あかにしみくめり

供若菜　一　上子日

内蔵寮なるゝ内膳司より正月上の子日是を供
まいる寛平年中より始也ならい来しか延喜十一年

正月七日には後院より七種の若菜を供ず又天暦四年
二月廿九日女御安子のかた若菜を奉る也李部王の
記に見えたり若菜を十二種供ずる事あり其くさ
〳〵はみえねども芹蕨なづなあふひ芝蓬
水蓼水雲松と見えたりけり松の字此よ白河院
御時師遠に御尋ありしは若松と書てこれ何事
と讀むるか誰申せて侍るべき松をそへて奉る
ちかひけるよと上皇御感侍りき寛喜には
菜を七種の物なり若菜を二ヶ所青御所にて
は御佛のまへにも也正月七日に七種の菜羹を食
すれば其人万病なくして又邪の気をのぞく術も
侍るよし見えたり

子日遊

[illegible]

七日節会

[illegible]

公事根源同録

正月

四方拝　一日　供御薬　同日　供御節供　同日

朝賀　同日　小朝拝　同日　元日節会　同日

内侍所御供　供若水　供若菜

子日遊　御杖　二宮大饗

朝覲